

# T-NEWS

9

【 Vol.052 】



自筆証書遺言書保管制度、いよいよスタート  
テレワークにおいても労働時間管理は必要  
新型コロナウイルス感染症に関する助成金等の所得税の課税関係  
厚生年金の標準報酬月額、上限が引上に  
再調査の請求・訴訟等の納税者救済・勝訴割合12.7%

土屋 敬の「つれづれ雑記」

## 自筆証書遺言書保管制度、いよいよスタート

### ■7月10日に制度スタート、手続の予約は7月1日から

2018年7月に成立・公布となった民法(相続法)改正において創設された制度の中で唯一未施行だった「自筆証書遺言書保管制度」が、ついに7月10日スタートとなった。これによって改正民法による改正項目および創設項目のすべてが予定どおり施行されたこととなる。

人生の価値観や生活様式の多様化が進行するなか、相続のあり方も変化しており、それぞれの家族に適した対応が必要とされている。被相続人の家族への想いをどう残すかという意味で、円滑な相続の実現のための「遺言」の意義は、ますます大きくなると考えられる。そういう状況のもとでスタートする「自筆証書遺言書保管制度」について、制度内容や手続きの概要を確認してみたい。

### ■自筆証書遺言のメリット・デメリットと保管制度の意義

自筆証書遺言は、遺言者本人が遺言書の全文(財産目録等を除く)、日付、および氏名を自書し、押印さえすれば一人で作成でき、費用もほとんどかからないという手軽で自由度の高い遺言の様式であるが、それだけに、遺言書の保管場所がわからない、あるいは保管場所に見当たらない、あるいは遺言書の存在を知る一部の相続人が内容を改ざんする、ということが相続発生後に起こる危険性をともなう。

そこで、自筆証書遺言書保管制度を活用すれば遺言書は法務局の遺言書保管所(全国に312か所)で保管されるので、行方不明や紛失、一部の相続人等による改ざん等の恐れはなくなる。また、相続人等のうちの一人が遺言書を閲覧した、または、遺言書の内容について「遺言書情報証明書」(後述)の交付を請求した場合、それ以外の相続人等に対して、遺言書保管所が遺言書の保管を通知することになっており、これによってすべての相続人等が遺言書の存在を知ることとなる。

### ■検認不要でも、保管された遺言書の有効性は保証されない

また、残された自筆証書遺言の遺言書を有効なものとするため、相続人等は家庭裁判所に検認を請求しなければならないが、遺言者が生前のうちに自筆証書遺言書保管制度を適用しておけば、検認の手続きは不要となる。ただし、保管が受け付けられたことによって遺言書の有効性が保証されたものでないことには留意が必要である。自筆証書遺言の様式については細かなルールが定められており、それらを満たさない場合には、たとえ保管制度を適用していても無効となる場合があることに留意が必要となる。

もっとも、遺言書保管受付時には、法務局職員(遺言書保管官)が民法の定める自筆証書遺言の方式について外形的な確認(全文、日付および氏名の自書、押印の有無等)を行うことになっており、ある程度の様式不備回避は期待できると思われる。

### ■遺言書保管の申請は遺言者本人による手続が必須

遺言書保管の申請は、遺言者本人の出頭義務が課せられており、たとえば、手続予約日に本人が病気のために代理人が対応するというようなことは認められないが、介助のための付添人の同伴などは差し支えないとされている。遺言者が行うことのできるその他の手続には、「遺言書の閲覧」「遺言書の保管の申請の撤回(遺言書の返却)」「住所等の変更の届出」があり、これらはすべて遺言者自身による手続を要する。

なお、遺言者が保管申請を手続できる遺言保管所は、遺言者の住所地、遺言者の本籍地、遺言者が所有する不動産の所在地のいずれかを管轄する遺言書保管所であり、その他の手続については原則として、遺言書原本が保管されている遺言書保管所で行う必要がある(なお、モニターによる遺言書の閲覧および住所等の変更の届出はこの限りではなく、変更の届出は郵送も可)。また、諸手続きについては原則として予約制であり、予約なしで手続に行った場合は予約者優先となるため、その日に手続ができないことがあることにも留意が必要である。

## ■ 相続発生後に相続人等ができる手続

遺言書保管所に保管されている遺言書について、相続人等(相続人、受遺者、遺言執行者等、およびこれらの親権者や成年後見人等の法定代理人)が相続開始後(遺言者の死後)に手続できることとして、「遺言書が預けられているかどうかの確認(遺言書保管事実証明書の交付の請求)」、「遺言書の内容の証明書を取得する(遺言書情報証明書の交付の請求)」、「遺言書の閲覧」があり、全国どの遺言書保管所においても手続が可能である(ただし、遺言書原本の閲覧は原本が保管されている遺言書保管所でのみ可能)。

これらは、相続発生後の遺産分割や、その後の諸対応の円滑化に効果的な活用が可能であり、たとえば、遺言書情報証明書については、これまで遺言書原本を必要としていた相続登記手続等や銀行での各種手続において、遺言書原本の代用として活用できることが想定されている。また、前述したとおり、遺言書情報証明書の請求や遺言書の閲覧の請求があった場合には、請求人以外の相続人等への通知が行われ、それによって関係者全員が遺言書の存在を知ることができ、円滑な相続対応に有効となることが期待できる。

## ■ 制度活用に必要な手数料や本人確認など

当制度を活用の際には手数料が発生する。遺言書の保管申請の場合は1通につき3,900円、遺言書の閲覧については、モニターの場合で1回につき1,400円、原本の場合で1回につき1,700円、相続人等による遺言書保管事実証明書の交付請求は1通につき800円、遺言書情報証明書の交付請求は1通につき1,400円となっている。また、いずれの請求の場合にも、請求者の本人確認用の顔写真付き身分証明書(マイナンバーカードや運転免許証など)やその他の定められた書類が必要となる。

参照:法務省「法務局における自筆証書遺言書保管制度について 7月10日から開始します! 預けて安心! 自筆証書遺言書保管制度」

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03\\_00051.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)

法務省パンフレット「自筆証書遺言書の保管制度のご案内」

<http://www.moj.go.jp/content/001322593.pdf>

(株式会社セールス手帖社保険FPS研究所 教育企画部 堀雅哉)

## ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2  
大手町フィナンシャルシティグランキューブ  
ホームページ [www.sonylife.co.jp/](http://www.sonylife.co.jp/)

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは  
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

### 担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) [takashi\\_tsuchiya@sonylife.co.jp](mailto:takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp)



## テレワークにおいても労働時間管理は必要

### ■テレワークは長時間労働になりがち

新型コロナウイルスの影響により、テレワークを実施している企業は増えているが、中小企業においてはテレワークの制度が完全に整備されているところはまだまだ少ない。試験的に導入している企業が徐々に増えてきており、まさに就業規則の改定などに着手している企業が増え始めている。

その中で多くの企業が懸念しているのは労働時間管理の問題である。テレワークは長時間労働になりやすく、企業は通常時以上に従業員の健康面にも配慮する必要がある。労働時間管理を適切に行うことで、ある程度は長時間労働を予防することができる。

しかしながら、ひとくちにテレワークといっても従業員ごとに家庭環境や家族構成なども違っており、子育てをしながら仕事をする従業員などには柔軟な対応も必要である。法律の範囲のもとで会社のルールをつくり、どのように実務を行っていくのか対応力が求められる。

### ■自己申告制の適正な運用をする際の注意

通常の労働時間制度に基づきテレワークを行う場合、使用者は、その労働者の労働時間について適正に把握する責任がある。みなし労働時間制が適用される労働者を除き、厚生労働省が策定した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づき、使用者は適切に労働時間管理を行わなければならない。これは通常勤務時と何ら変わらない。労働時間を記録する原則的な方法としては、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録によることが求められている。また、やむを得ず自己申告制によって労働時間の把握を行う場合においても以下の項目に従っておく必要がある。

#### やむを得ず自己申告制で労働時間を把握する場合

- 1 自己申告を行う労働者や、労働時間を管理する者に対しても自己申告制の適正な運用等ガイドラインに基づく措置等について、十分な説明を行うこと
- 2 自己申告により把握した労働時間と、入退場記録やパソコンの使用時間等から把握した在社時間との間に著しい乖離がある場合には実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること
- 3 使用者は労働者が自己申告できる時間数の上限を設ける等適正な自己申告を阻害する措置を設けてはならないこと。さらに36協定の延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、労働者等において慣習的に行われていないか確認すること

## ■ 中抜けの時間はどう扱うのか

テレワークを導入している企業から相談があるケースとしては、中抜け時間がある場合どう扱うのが適切かという質問である。例えば子育てしながらテレワークをしていると、どうしても就業時間の途中で近所の病院に2時間だけ行かないといけないということも結構ある。その際の労働時間の考え方としては、使用者が業務の指示をしないこととし、労働者が労働から離れ、自由に利用することが保障されている場合であればその開始と終了の時間を報告させる等により、休憩時間として扱うこととして、休憩分の時間を労働者のニーズに応じ、始業時刻を繰り上げる、または終業時刻を繰り下げることによって対応することができればいいと思われる。

最後に、テレワーク中に時間外労働をさせた場合も、残業代を支払わなければならないことは覚えておきたい。テレワーク中は特別だからという理由のもと、時間外労働をさせているにもかかわらず時間外労働手当の支払いを一切認めないというような会社独自の運用は危険であるので実務上の取扱には注意したい。

庄司英尚(株式会社アイウェーブ 代表取締役、  
アイウェーブ社労士事務所 代表、社会保険労務士)

## ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2  
大手町フィナンシャルシティグランキューブ  
ホームページ [www.sonylife.co.jp/](http://www.sonylife.co.jp/)

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは  
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

### 担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) [takashi\\_tsuchiya@sonylife.co.jp](mailto:takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp)

## 新型コロナウイルス感染症に関する助成金等の所得税の課税関係

国税庁は「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱に関するFAQ」を更新し、国や地方公共団体から支給される助成金について所得税の課税関係等を示した。

### ■ 所得税の非課税となるもの

次のような助成金(助成金には、商品券などの金銭以外の経済的利益を含む。以下同じ)は、非課税となる。

<p>助成金の支給の根拠となる法令等の規定により、非課税所得とされるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症対応休業給付金</li> <li>・ 特別定額給付金</li> <li>・ 子育て世帯への臨時特別給付金</li> </ul>
<p>その助成金が次に該当するなどして、所得税法の規定により、非課税所得とされるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学資として支給される金品</li> <li>・ 心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生支援緊急給付金</li> <li>・ 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金</li> <li>・ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券</li> <li>・ 東京都のベビーシッター利用支援事業における助成</li> </ul>

令和2年度第二次補正予算で決定された、休業手当等の支払を受けていない労働者が国に直接申請する「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金」についても非課税であることが示されている。

### ■ 所得税の課税となるもの

上記の非課税所得とならない助成金については、次のいずれかの所得として所得税の課税対象になる。

<p>事業所得等に区分されるもの (事業に関連して支給される助成金。例えば、事業者の収入が減少したことに対する補償や支払賃金などの必要経費に算入すべき支出の補てんを目的として支給するものなど)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続化給付金 (事業所得者向け)</li> <li>・ 家賃支援給付金</li> <li>・ 農林漁業者への経営継続補助金</li> <li>・ 文化芸術・スポーツ活動の継続支援</li> <li>・ 東京都の感染拡大防止協力金</li> <li>・ 雇用調整助成金</li> <li>・ 小学校休業等対応助成金</li> <li>・ 小学校休業等対応支援金</li> </ul>
<p>一時所得に区分されるもの (例えば、事業に関連しない助成金で臨時的に一定の所得水準以下の方に対して一時的に支給される助成金)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続化給付金 (給与所得者向け)</li> </ul>
<p>雑所得に区分されるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続化給付金 (雑所得者向け)</li> </ul>

新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して給付されるものを除く、その他の国等から支給される主な助成金等の課税関係の例示も国税庁のホームページに掲載されているので、参照していただきたい。

なお、例示に記載のない助成金等の課税関係については、その助成金等の支給元である国や地方公共団体の窓口を確認されたい。

(注): 当記事は参考にある国防庁資料の令和2年6月26日更新版をもとにした内容です。その後の取扱いの追加変更が発生する場合があります。

参考: 国税庁「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/faq.pdf>

(木下 洋子 マネーコンシェルジュ税理士法人)

## ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2  
大手町フィナンシャルシティグランキューブ  
ホームページ [www.sonylife.co.jp/](http://www.sonylife.co.jp/)

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは  
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

### 担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) [takashi\\_tsuchiya@sonylife.co.jp](mailto:takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp)

## 厚生年金の標準報酬月額、上限が引上に

### ■ 2020年9月分の保険料より改定に

社会保険の加入者は、毎月の給与から厚生年金保険料が控除されているが、その厚生年金の保険料については、改定予定ということで話題にあがっていた。今回、日本年金機構が毎月事業主に送付している案内用紙に厚生年金保険の標準報酬月額の上限改定について案内されていた。

その案内によると、厚生年金保険法の規定に基づき、令和2年9月から上限が変更になるということである。いわゆる高報酬の人が対象になるわけだが、会社の実務的な部分も関係してくるので確認しておきたい。

### ■ 標準報酬月額の上限の変更

厚生年金保険法における従前の標準報酬月額の上限等級(31級・62万円)の上に1等級が追加され、以下のように上限が引き上げられることになった。

#### 【改定前】

月額等級	標準報酬月額	報酬月額	一般・坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
			全額	被保険者負担分(折半額)
			18.300%	9.150%
第31級	620,000円	605,000円以上	113,460円	56,730円



#### 【改定後】

月額等級	標準報酬月額	報酬月額	一般・坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
			全額	被保険者負担分(折半額)
			18.300%	9.150%
第31級	620,000円	605,000円以上 635,000円未満	113,460円	56,730円
第32級	650,000円	635,000円以上	118,950円	59,475円



## ■改定通知書が送付されてくる

厚生年金保険の標準報酬月額の上限定に伴い、改定後の新等級に該当する被保険者の方がいる対象の事業主および船舶所有者に対して、令和2年9月下旬以降に日本年金機構より「標準報酬改定通知書」を送られてくること。標準報酬月額の上限定に際して、事業主および船舶所有者からの特別な手続は必要ない。

会社の給与計算事務担当者は、厚生年金保険料の変更のタイミングには注意してほしい。最後に今回の厚生年金保険の標準報酬月額の上限定により、該当者分は毎月5,490円の負担増になる。会社と被保険者が折半しているので、純粋な会社負担は被保険者1人あたり1か月で2,745円、1年間で32,940円の増額となるのでその点も覚えておきたい。

参照: 日本年金機構「厚生年金保険における標準報酬月額の上限の改定」

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202007/072002.html>

庄司英尚(株式会社アイウェーブ 代表取締役、  
アイウェーブ社労士事務所 代表、社会保険労務士)

## ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2  
大手町フィナンシャルシティグランキューブ  
ホームページ [www.sonylife.co.jp/](http://www.sonylife.co.jp/)

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは  
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

### 担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) [takashi\\_tsuchiya@sonylife.co.jp](mailto:takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp)

## 再調査の請求・訴訟等の納税者救済・勝訴割合12.7%

納税者が国税当局の処分に不満がある場合は、税務署等に対する再調査の請求や国税不服審判所に対する審査請求という行政上の救済制度と、訴訟を起こして裁判所に処分の是正を求める司法上の制度がある。

国税庁・国税不服審判所が公表した再調査の請求や審査請求、訴訟の概要によると、今年3月までの1年間(令和元年度)の再調査の請求・審査請求・税務訴訟を通しての納税者救済・勝訴割合は12.7%となった。

### ■再調査の請求の救済割合はほぼ横ばいの12.4%

再調査の請求の発生件数は、徴収関係を除く申告所得税等(▲26.6%の547件)全ての税目が減少し、全体では前年度から▲33.5%の1,359件となった。処理件数は、「取下げ等」187件、「却下」125件、「棄却」1,014件、「一部認容」141件、「全部認容」46件の合計1,513件(前年度比▲29.6%)。納税者の主張が一部でも認められたのは計187件となり、処理件数全体に占める割合(救済割合)は前年度(12.3%)からほぼ横ばいの12.4%だった。

### ■審査請求の救済割合は5.8ポイント増の13.2%

また、国税不服審判所への審査請求の発生件数は、申告所得税等(▲25.6%の772件)や消費税等(▲13.7%の961件)などはほぼ全ての税目が減少したことから、全体では前年度から▲17.6%の2,559件。処理件数は、「取下げ」348件、「却下」134件、「棄却」1,989件、「一部認容」285件、「全部認容」90件の合計2,846件(前年度比▲2.6%)だった。納税者の主張が何らかの形で認められた救済割合は同5.8ポイント増の13.2%となった。

### ■訴訟の納税者勝訴割合は6.3ポイント増の9.7%

一方、訴訟となった発生件数は、所得税(26.7%増の76件)や消費税(153.8%増の33件)、徴収関係(26.9%増の33件)など多くの税目が増加したことから、全体では前年度を23.2%上回る223件だった。訴訟の終結件数は、「取下げ等」21件、「却下」10件、「棄却」164件、「国の一部敗訴」5件、「国の全部敗訴」16件の合計216件(前年度比22.0%増)。国側の敗訴(納税者勝訴)割合は同6.3ポイント増の9.7%と大きく増加した。

### ■納税者救済・勝訴割合は3.4ポイント増で推移

このような納税者救済・勝訴割合は、あくまでも結果論だが、全体でみると、2019年度中に再調査の請求・審査請求・訴訟を通して納税者の主張が一部でも認められたのは、処理・訴訟の終結件数の合計4,575件(前年度5,250件)のうち583件(同486件)で、その割合は12.7%(同9.3%)と、再調査の請求での救済割合はほぼ横ばいだったものの、審査請求・訴訟が増加し、前年度に比べて3.4ポイント増で推移している。

参考:「令和元年度における再調査の請求の概要」

<https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2019/saichosa/index.htm>

「同審査請求の概要」

<https://www.kfs.go.jp/introduction/demand.html>

「同訴訟の概要」

<https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2019/sosho/index.htm>

(浅野宗玄、税金ジャーナリスト、株式会社タックス・コム代表)

## ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2  
大手町フィナンシャルシティグランキューブ  
ホームページ [www.sonylife.co.jp/](http://www.sonylife.co.jp/)

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは  
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

### 担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所  
(氏名) ライフプランナー 土屋 敬  
(住所) 〒983-0852  
仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F  
(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463  
(E-mail) [takashi\\_tsuchiya@sonylife.co.jp](mailto:takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp)



「リモートコンサルティング」、  
なかなか好評です。

ソニー生命のライフプランナーによるコンサルティングが、リモート（遠隔）でもできるようになりました。時間・場所・距離の制約なく、ご自宅や会社からライフプランナーに相談できます。インターネット環境と指定のブラウザがあれば、パソコン・スマートフォン・タブレットのいずれでも実施可能。アプリ等のインストールも不要です。

## 土屋 敬のつれづれ雑記

### 『縦の糸と横の糸』

コスモスが秋風に揺れる頃となりました。  
皆さま、お変わりございませんか？

私の大好きな曲の一つに中島みゆきさんの「糸」があります。  
今日は、【糸】に関するお話を。

綿や織、織など糸偏の漢字はたくさんありますが、「績」もその一つ。  
皆さんは「績」と「積」の違いをご存じですか？

積…不揃いなまま積み重なったもの、ぞんざいに重ねること。  
(山積・累積・滞積・堆積・積怨・積年・積弊)

績…縦糸を張った間に横糸をだんだんと積み重ねていく。布を織る。  
一段一段積み重ねてきた仕事。よい結果。  
(紡績・実績・事績・成績・治績・業績・功績・敗績)

「積」と「績」では、全く別の意味になりますよね・・・。

「績」には、横糸を積み重ねてより太い糸を作っていく過程を集めた「結」という《結果》の意味も含まれています。

私は普段、「実績」という言葉をあまり考えずに使っておりましたが、  
縦糸を張った間に横糸をだんだんと積み重ねていく地道な仕事の実を結び、  
結果となったのが実績なんですね。コツコツの大切さを、「績」という漢字から学んだ次第です。

縦の糸はあなた 横の糸は私  
織りなす布は いつか誰かを  
暖めうるかもしれない～♪

声かけあって、励ましあって、一緒に頑張ってみましょう！

